

キャッシュレス・消費者還元事業



CASHLESS

消費者還元補助
公募要領

2021年3月

PJ PAYMENTS
JAPAN
一般社団法人キャッシュレス推進協議会

補助金を申請及び受給される皆様へ

一般社団法人キャッシュレス推進協議会（以下、「補助金事務局」という。）が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められる。当然ながら、補助金事務局としても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処する。

当事業の補助金の交付を申請する者、採択されて補助金を受給する者は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年 8 月 27 日法律第 179 号）」（以下「補助金適化法」という。）をよく理解し、また下記の点についても十分に認識した上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行わなければならない。

- ① 補助金の申請者は、如何なる理由があっても、補助金事務局に提出する申請書類に虚偽の記述や添付を行ってはならない。
- ② 補助金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について補助金事務局の承認を受けなければならない。なお、補助金事務局は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがある。
- ③ また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、補助金事務局として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施する。
- ④ 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付の取消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取消し対象となった額に加算金（年 10.95%の利率）を加えた額を返還させることになる。併せて、補助金事務局から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ると共に、当該補助対象者の名称及び不正の内容を公表する。
- ⑤ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適化法の第 29 条から第 32 条において、刑事罰等を科す旨規定されている。

一般社団法人キャッシュレス推進協議会

目次

1	事業概要	4
1.1	事業の目的	4
1.2	補助金名称	4
1.3	予算額	4
1.4	事業スキーム	4
1.5	補助対象事業者	7
1.6	補助対象事業	7
1.6.1	補助の対象となる消費者還元の方法	7
1.7	補助対象経費・補助率	14
1.7.1	補助対象経費	14
1.7.2	補助率	15
1.7.3	補助対象外となる経費	15
1.7.4	上限額	15
1.8	申請単位・回数	16
1.8.1	申請単位	16
1.8.2	申請回数	16
1.9	補助事業期間	16
1.9.1	補助事業開始日	16
1.9.2	補助対象となる事業期間	16
1.9.3	補助事業完了日	16
1.10	事業スケジュール	17
	補足① 消費税の取扱いについて	19
	補足② 消費者還元補助及びポイント等の会計処理方法について	19
	補足③ 消費者還元の対象となる取引	20
	補足④ 返品・キャンセル等の取扱い	21
	補足⑤ キャンセル・加盟店除外時の補助金返還対象範囲	22
	補足⑥ 返品・キャンセルフロー類型	23
	補足⑦ ポイント還元の表示方法（イメージ）	24
	補足⑧ 即時充当による消費者還元を行う際の注意	25
	補足⑨ 同一加盟店で複数の消費者還元サービスが発生する場合	26
	補足⑩ 即時充当における事務経費補助の上限を計算する取扱高に関する注意事項	27
	補足⑪ 登録決済事業者による加盟店情報の提出について	28
2	交付申請及び交付決定	29
2.1	交付申請受付期間	29
2.2	交付申請	29
2.2.1	交付申請の手順	29
2.2.2	交付申請時の提出書類	30
2.2.3	「合意された手続実施結果報告書」の提出	31

2.3	交付決定前の変更.....	31
2.4	審査.....	31
2.5	交付決定	32
2.6	申請手続の代行（代行申請事業者）	32
2.6.1	代行できる手続.....	32
2.6.2	代表申請事業者の責務及び不正行為に対する措置	32
3	事業実施方法	32
3.1	補助事業の開始	32
3.2	計画変更等について	33
3.3	実施状況の確認	33
3.4	概算払について	33
3.4.1	概算払請求について.....	33
3.4.2	概算払のスケジュール	33
3.5	中間検査について.....	34
3.6	補助事業の完了	34
3.7	実績報告及び額の確定について	34
3.8	補助金の支払い	34
3.9	検討委員会及び成果報告会への参加について	34
3.10	データ提供について	35
3.11	交付決定の修正又は取消し、補助金の返還、罰則等について	35
3.12	個人情報の取扱いについて	35
3.13	決済事業者が発行したポイント等が使用不能になった場合の対応	35

1 事業概要

1.1 事業の目的

中小・小規模事業者等におけるキャッシュレス決済手段を使ったポイント還元等を実施するための決済事業者等の事業費等の経費の一部を補助することにより、2019年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、中小・小規模事業者等における消費喚起を後押しするとともに、事業者・消費者双方におけるキャッシュレス化を推進することを目的とする。

1.2 補助金名称

平成31年度 キャッシュレス・消費者還元事業費補助金（消費者還元補助）

1.3 予算額

2,798億円の内数

1.4 事業スキーム

平成31年度 キャッシュレス・消費者還元事業費補助金（消費者還元補助事業）（以下、「本事業」という。）は、キャッシュレス・消費者還元事業費補助金事業全体の内、B型決済事業者又は準B型決済事業者（※1）を通じて補助金事務局に登録された中小・小規模事業者等（※2）において、消費者が、消費者還元期間内に、A型決済事業者（※1）が提供するクレジットカード、デビットカード、電子マネー、QRコード決済などの一般的な購買に繰り返し利用できる電子的な決済手段（以下「キャッシュレス決済」という。）を用いて行った取引（※3）への消費者還元に必要な費用の一部に対して補助を行うものである。なお、交付申請等の手続を代表申請事業者（※4）に委託することも可とする。

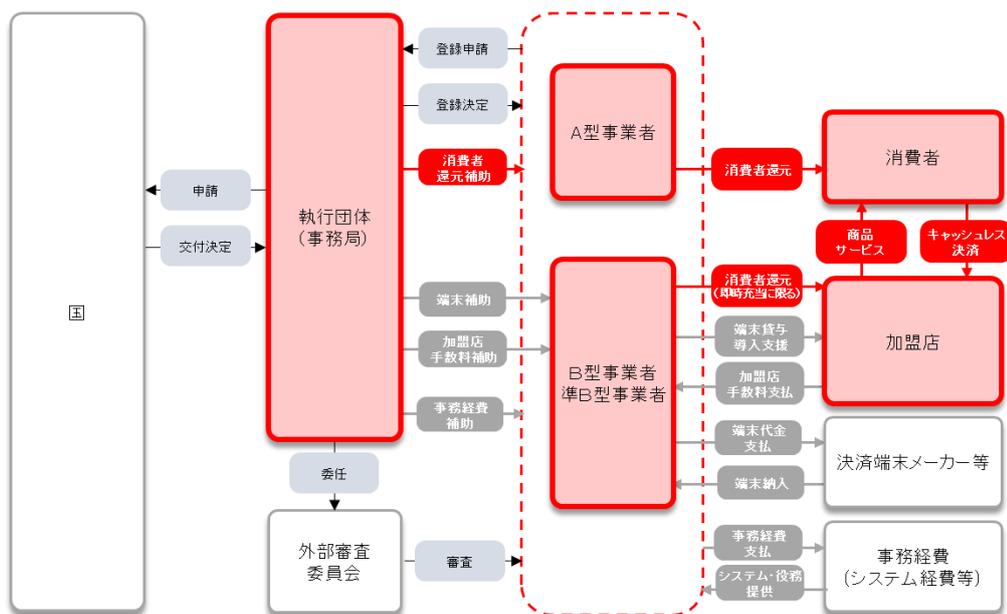
※1：A型決済事業者、B型決済事業者、準B型決済事業者の定義については、別途定めるキャッシュレス決済事業者登録要領を参照すること。

※2：中小・小規模事業者等の定義については、別途定める加盟店登録要領を参照すること。

※3：本事業は、消費喚起による需要平準化を目的とするものであり、企業間取引であることをもって対象外とはしないが、パーチェシングカード等の明らかに企業間の仕入れ等のみ利用されるキャッシュレス決済手段であって、かつその他の決済手段と区別して取扱うことができる決済手段は除く。

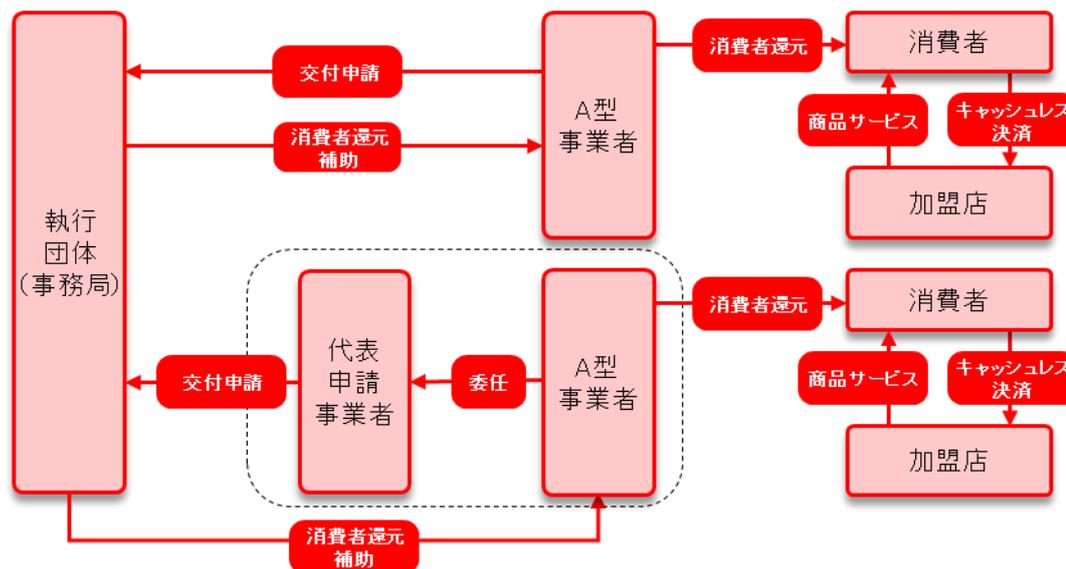
※4：代表申請事業者の定義については、別途定めるキャッシュレス決済事業者登録要領を参照すること。

<キャッシュレス・消費者還元事業費補助金 事業全体スキーム>



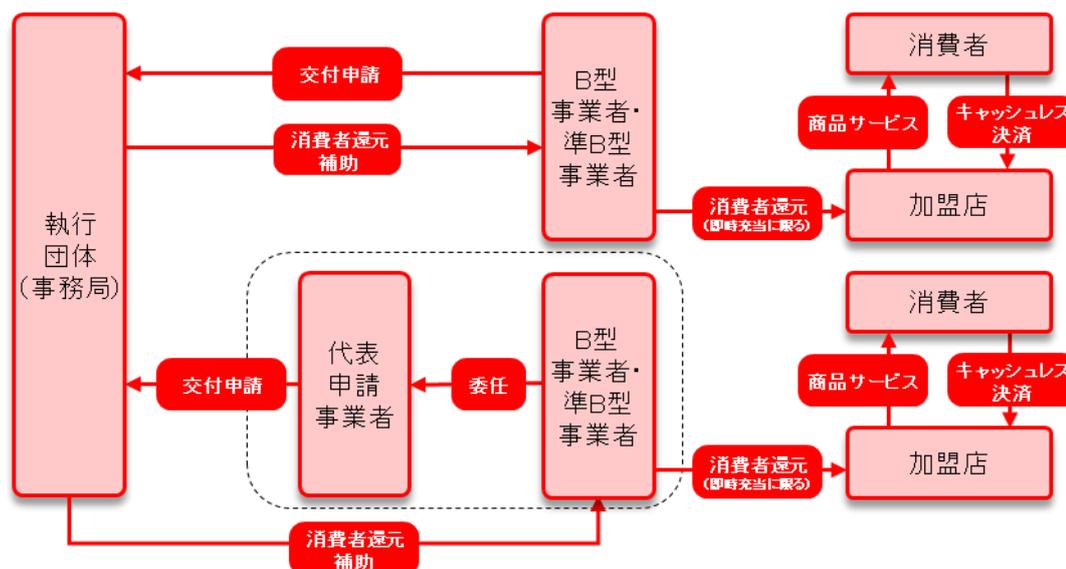
<消費者還元補助事業スキーム>

(1) 決済額に応じたポイント又は前払式支払手段に記録された金額を消費者に付与する方法



※加盟店の定義は、別途定める加盟店登録要領を参照すること。

(2) 即時に購買金額にポイント等相当額を充当する方法



※購買金額にポイント等相当額を充当する方法についての詳細は、1.6.1「補助の対象となる消費者還元の方法」①（以下「即時充当」という。）を参照のこと。

1.5 補助対象事業者

別途、キャッシュレス決済事業者登録要領に基づき、補助金事務局に登録された A 型決済事業者、B 型決済事業者及び準 B 型決済事業者を補助対象事業者とする。ただし、B 型決済事業者及び準 B 型決済事業者は消費者還元公募要領 1.6.1.①に規定する購買金額へのポイント等相当額の充当を行う場合に限る。

また、補助金事務局が別途定めるシステム利用規約の内容を確認し、本規約に定める機能に基づき、自ら各種データを報告できるように情報伝達システムの構築を行わなければならない。

1.6 補助対象事業

2019 年 10 月 1 日の消費税率引上げ後、補助金事務局が別途定める期間中、消費者がキャッシュレス決済手段を用いて加盟店等で支払いを行った場合、個別店舗については 5%、加盟店登録要領 4.5.1 に規定するフランチャイズチェーン等に属する加盟店については 2%を消費者に還元する事業とする。ただし、本事業の決済事業者登録とは関係なく A 型決済事業者が加盟店をアクワイアリングしている場合においては、A 型決済事業者は自身がアクワイアリングしている加盟店の情報を補助金事務局が求める内容にて提出を行わなければならない。（補足⑩参照）

1.6.1 補助の対象となる消費者還元の方法

本事業において補助の対象となる消費者還元の方法は、原則として A 型決済事業者が、決済額に応じたポイント又は前払式支払手段（※）に記録された金額を消費者に付与する方法で行うこととする。（※）電子的に付与されるものに限る。

やむを得ず上記の原則によることができない場合には、その理由を申告し補助金事務局の承認を得られた場合に限り、以下の方法をポイント等による消費者還元の類型として実施することができる。

- ① 店頭での購買時に、即時利用可能なポイント・クーポン等を発行し、購買金額に当該ポイント等相当額を充当する方法。
- ② キャッシュレス決済手段の利用金額に応じた金額を金融機関の口座から引き落とす際に、ポイント等を発行し、当該ポイント等相当額を引き落とし金額と相殺する方法。
- ③ 少なくとも一月以内の期間毎に消費者の口座に発行したポイント等相当額を付与し、その後の決済に充当する方法。

※①～③の方法は、ポイント等による消費者還元の一類型であるため、「キャッシュバック」「現金還元」といった消費者に誤解を与えるような表示は行わないこと。

※店頭での購買時に、購買金額に当該ポイント等相当額を充当する方法（上記①）は、補助金事務局において、以下の要件を外形的に確認できる場合のみ認めることとする。

- a) 補助対象のキャッシュレス決済と補助対象外の決済（例：現金決済）が明確に区別されていること。
- b) 補助対象のキャッシュレス決済に対して、実際に店舗等における購買金額に当該ポイント等相当額が充当されていることが確認できること。

1.6.1.1 本事業におけるポイント等の利用方法

なお、本事業におけるポイント等は、下記の日本円で換算可能な利用方法のいずれかを必ず含むものでなければならない。

- (ア) 購買金額に当該ポイント等相当額を充当する方法
 - (イ) 当該ポイント等相当額を金融機関口座からの引き落とし金額と相殺する方法又は消費者の口座に発行したポイント等相当額を付与し、その後の決済に充当する方法
 - (ウ) ポイントと資金又は前払式支払手段に記録された金額との交換
- ※なお、他のポイントや物品・サービス（上記(ウ)を除く。）との交換にのみ利用できるポイント等については、ポイント等単価を算定できないため対象外とする。

1.6.1.2 ポイント又は前払式支払手段に記録された金額の還元による補助金の算定方法

ポイント（以下、1.6.1.2において、前払式支払手段に記録された金額で付与される場合には、「ポイント」を「付与額」と読み替えることとする。ただし、①、②、③a-2）は除く。）の還元による補助金額の算定については、各決済事業者から報告される決済額に基づき上記1.6で定められた還元率により還元付与額を補助金事務局が算出し、還元付与額に決済事業者から提出された「ポイント失効率」又は「ポイント利用率」を継続的に利用して算定する。

還元付与額（消費者の購買額の5%又は2%）をポイントとして付与した場合、ポイントの利用見込みは「ポイント失効率」又は「ポイント利用率」に基づき決済事業者単位で算定することとし、具体的には、以下の算定式を原則として利用することとする。

$\begin{aligned} \text{補助金額} &= \text{消費者の購買額} \times \text{還元率}(5\% \text{ 又は } 2\%) \times (1 - \text{③ポイント失効率}) \text{ 又は } \text{利用率} \\ &= \text{①ポイント単価} \times \text{②期間中のポイント発行数} \times (1 - \text{③ポイント失効率}) \text{ 又は } \text{利用率} \end{aligned}$
--

① ポイント単価

1.6.1.1に記載したポイントの利用方法のうち、現金性の高い交換方法のポイント単価を優先的に採用する観点から、(ア)>(イ)>(ウ)の順に、決済事業者が定める採用可能な1単位のポイント金額換算価値をポイント単価とする。なお、(ア)・(イ)・(ウ)にそれぞれ複数のポイント金額換算価値が存在する場合には、その換算価値が最も低くなるものを採用することとする。

※1. 事業終了後から令和2年12月31日までの間はポイント単価のレート変更は原則不可とする。また、令和3年1月1日から本事業におけるポイント発行最終日に有効期限を加えた期間にレート変更をする場合は、消費者に事前に周知することとする。

② 期間中のポイント発行数

期間中のポイント発行数は、本事業の対象となる店舗において、キャッシュレス決済を用いて消費者が行った購買額に応じて、決済事業者が定める単価を用いて発行される総ポイント数とする。

③ ポイント失効率/ポイント利用率

a) 利用実績が十分にあるポイントの失効率の算定方法

過去より継続的にポイント管理を実施している決済事業者が算出する失効率

あるいは利用率の計算に当たっては、下記 a-1 又は a-2 の方法で算出することとし、その計算根拠となる「ポイント失効率算出表」又は「ポイント利用率算出表」の申請書の提出を求める。ただし、前払式支払手段に記録された金額の有効期限が無期限である場合（有効期限が経過した後に消費者から問合せがあった際に前払式支払手段に記録された金額を付与し直す等の実質的に有効期限が無いと判断できる場合も含む）は、この限りではない。「ポイント失効率算出表」又は「ポイント利用率算出表」は、ポイント管理に利用されるデータに基づき算定されたものであるかどうか、公認会計士又は監査法人の確認を求めることとし、合意された手続きに基づいた確認書類「合意された手続実施結果報告書」の提出を求める。なお、各事業者がポイントの利用実績を「金額」で管理している場合は、失効率等は「金額」に基づいて算定することとする。

a-1) ポイント有効期限が無期限以外の場合

「ポイント失効率」を以下の方法で算出することとし、「ポイント失効率算出表」を作成する。

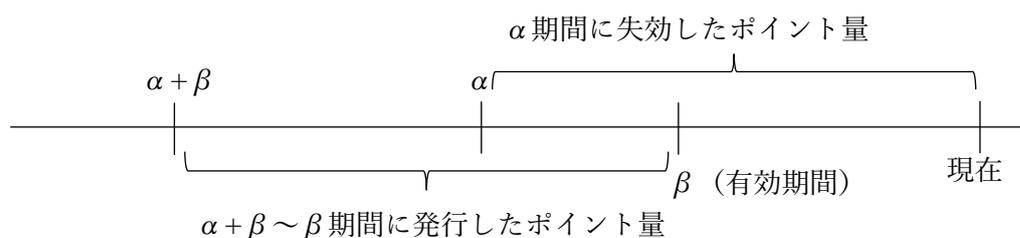
$$\text{失効率} = \frac{\text{「過去 } \alpha \text{ 年間」に実際に失効したポイント数}}{\text{「過去 } \alpha + \beta \sim \beta \text{ 年前」に発行したポイント数}}$$

ポイント有効期間 = β （ただし、 β は最大 5 とする。）

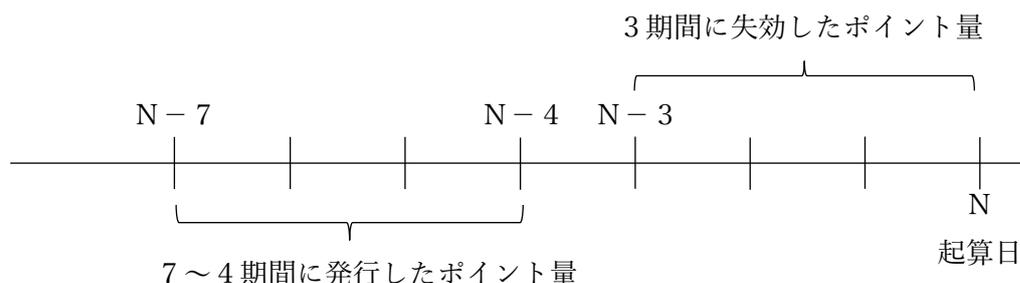
ポイント有効期間 (β) が 2 年以下の場合 : $\alpha = 2$

ポイント有効期間 (β) が 2 年より大きい場合 : $\alpha = 3$

< 計算式 (イメージ) >



(例) ポイント有効期限 4 年 ($\beta = 4$) の場合、 $\alpha = 3$ $\alpha + \beta = 7$ となる。



※1. 失効したポイント数とは、発行ポイント総数のうち有効期限までに利用されたポイント数以外のポイント等数をいう。このため、有効期限の到来した利

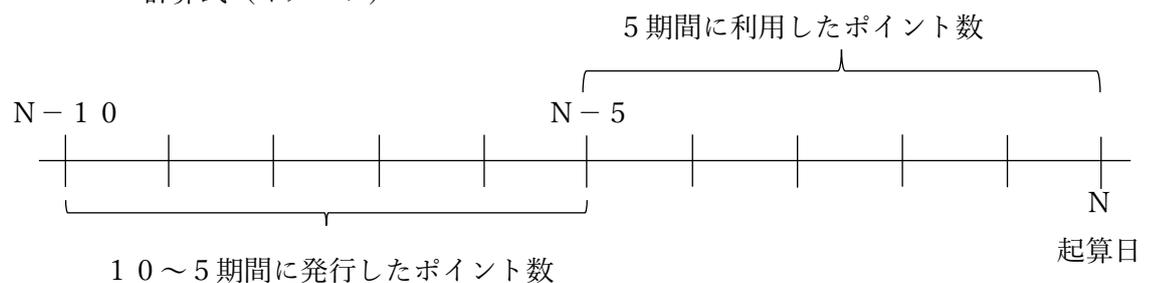
用されなかったポイント数のみならず、退会等により利用されなかったポイント数が含まれる。

- ※2. 失効率の起算日は交付決定直近の決算日又は 2019 年 3 月 31 日のいずれかとする。
- ※3. 利用状況に応じて有効期間の延長がある場合、有効期間は無期限とは捉えず、延長前に設定されていた一定の期日までの期間を有効期間とみなす。
(例) ポイントの有効期間が最終利用日から 1 年 → $\beta = 1$
- ※4. 失効率の算出に当たっては、過去のキャンペーンで付与した期間限定ポイントなど本事業で付与されるポイントと明らかに有効期限が異なるポイントは含まずに算出する。
- ※5. 付与するポイント制度の種類が 1 事業者複数あればこの計算式は原則としてポイントの種類ごとに算出する。
- ※6. 直近数年間でポイント制度に関する大幅な改定を行った場合や、実績が少なくデータ量が α の年限を満たさない場合は、事前に補助金事務局の承認を得ることにより、 α の期間を短縮することができる。ただし、少なくとも 6 ヶ月以上の期間のデータを用いること。

a-2) ポイント有効期限が無期限の場合

有効期間がないポイントを付与している決済事業者の場合については、過去 5 年間の利用率 (= 「過去 5 年間」に実際に利用したポイント数 / 「過去 10 ~ 5 年前」に発行したポイント数) を使用して「ポイント利用率」を算出することとし、「ポイント利用率算出表」を作成する。

< 計算式 (イメージ) >



- ※1. 利用したポイント数とは、決済事業者が付与した有効なポイントのうち決済事業者又は決済事業者と提携する事業者が提供する商品、サービス又は提携事業者の運営するポイントサービスを利用する権利等と交換する際に利用されたポイント数をいう。
- ※2. 利用率の起算日は交付決定直近の決算日又は 2019 年 3 月 31 日のいずれかとする。
- ※3. 利用率の算出に当たっては、過去のキャンペーンで付与した期間限定ポイントなど本事業で付与されるポイントと明らかに有効期限が異なるポイントは含まずに算出する。
- ※4. 付与するポイント制度の種類が 1 事業者複数あればこの計算式は原則と

してポイントの種類ごとに算出する。

- b) 利用データが存在しない／実績のないポイントの失効率の算定方法
 過去より継続的にポイント管理を実施しておらず、a) にあるようなポイント管理に利用できるデータが存在しない場合、用いる失効率の数値は、以下のとおりポイント類型ごとに設定する。この場合、公認会計士又は監査法人の確認を求めないが、過去3年間の計算書類及び付属明細書並びに税務申告書一式の提出を求める。
- i. 実店舗における利用を主とするポイント：8%
 - ii. 実店舗における利用を主としないポイント：40%
- c) 他社のポイントを付与している場合のポイントの失効率の算定方法
 本事業に採択された決済事業者が自社のポイントではなく、他社のポイントを付与している場合、失効率の把握が困難なため、以下の方法を選択することができる。
- i. ポイント発行事業者から a) の算定に必要な情報の提供を受け、算出する。
 - ii. データがない事業者と同様の取扱いとし、b)の方法で定める一定の失効率を活用する。
- ※1 i.ポイント発行事業者から a)の算定に必要な情報の提供を受け、算出する場合、上記 a)に準じて算出根拠となる「ポイント失効率算出表」又は「ポイント利用率算出表」の提出を求める。「ポイント失効率算出表」又は「ポイント利用率算出表」は、ポイント管理に利用されるデータに基づき算定されたものであるかどうか、公認会計士又は監査法人の確認を求めるとし、合意された手続に基づいた確認書類「合意された手続実施結果報告書」の提出を求める。
- d) 原則的な方法によらない場合のポイントの失効率の算定方法
 期間中の発行ポイントの利用見込みについて、精緻に計測が可能である場合であって、補助金事務局がその算定方法について合理的かつ実施可能と認めたときは、原則的な算出方法とは異なる決済事業者の提案する「ポイント失効率」又は「ポイント利用率」の算定方法で補助金額の算定を行うことができる。
- なお、原則的な方法とは異なる決済事業者が提案する算定方法を用いることを補助金事務局が認めた場合、補助金事務局は「ポイント失効率」又は「ポイント利用率」の算定根拠資料の提出を決済事業者へ求め、「ポイント失効率」又は「ポイント利用率」の算定根拠資料がポイント管理に利用されるデータに基づき算定されたものであるかどうか、公認会計士又は監査法人の確認を求めるとする。この場合、決済事業者に対して、公認会計士又は監査法人との間で合意された具体的手続内容を補助金事務局へ詳細説明することを求め、補助金事務局が認めた合意された手続に基づいた確認書類「合意された手続実施結果報告書」の提出を求める。
- e) 前払式支払手段に記録された金額の有効期限が無期限の場合
 前払式支払手段は、前払式支払手段に記録された金額を無期限に所持した場合、当該金額が利用される蓋然性が高くなることから、付与額失効率を0%とする。

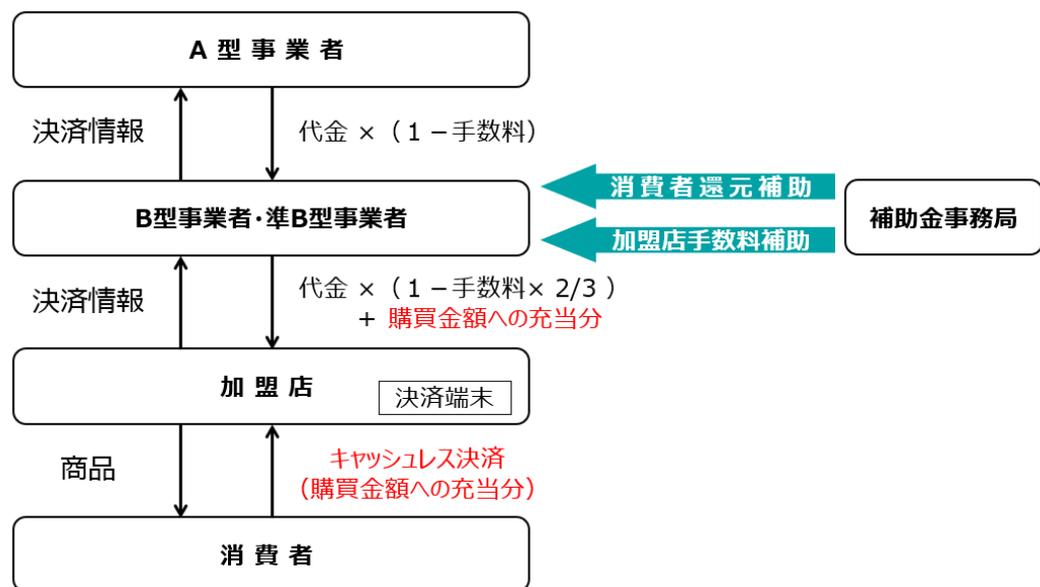
1.6.1.3 その他のポイント等による消費者還元方法の場合の補助金の算定方法

1.6.1①から③までの消費者還元方法は、ポイント等が即時に交換又は消費されたと同一視できることから、失効率を0%とする。

1.6.1.4 購買金額へのポイント等相当額の即時充当の実施方法

1.6.1①に規定する購買金額へのポイント等相当額の充当は、B型決済事業者又は準B型決済事業者と中小・小規模事業者の双方が1.6.1①に規定する購買金額へのポイント等相当額の充当に対応可能である場合に、加盟店を管理するB型決済事業者及び準B型決済事業者から加盟店に5%又は2%分を支払う方法で行われるものとする。

<イメージ>



1.6.1.5 本事業期間中におけるポイントルールの変更の禁止

ポイント単価、ポイント失効率及びポイント利用率に影響を与えるようなルール変更は、補助金支給額の妥当性を維持できないことから、本事業期間(平成31年10月から平成32年6月まで)中には原則認めないこととする。ポイント単価、ポイント失効率及びポイント利用率に関係のない改訂(ポイントと商品を交換する際の対象物品を追加する等)であっても、事前に補助金事務局へ申し出ること。

1.6.1.6 消費者還元の内容の明示

消費者還元を実施するA型決済事業者並びに即時充当の場合のB型決済事業者及び準B型決済事業者は、下記のいずれかの方法により、消費者還元を実施するにあたって、その内容を消費者が確認できるように明示しなくてはならない。なお、他のポイントやキャンペーンで付与するポイント等と合算をした表示はしてはならない。

- ① 電磁的記録による明示(WEB画面やスマートフォンのアプリケーション上での画面表示も含む)
- ② 書面による明示(取引明細等)

- ③ 購買時の購買記録（レシート等）※
- ④ その他、補助金事務局が適当と認める手段

※即時充当の場合、事後的に明示することが困難なため③の方法による明示を必須とする。

1.6.1.7 消費者向けの特設ページの構築

消費者還元を実施する A 型決済事業者並びに即時充当の場合の B 型決済事業者及び準 B 型決済事業者は、提供する決済手段や実施する消費者還元の内容を消費者に示すため、可能な限り 8 月末までに以下の事項を含んだ特設の Web ページを構築し、交付申請に際して補助金事務局に対してその URL を申告しなければならない。

- ① 付与されるポイント等
（ポイント等の有効期限、ポイント交換の可否）
- ② 対象となる決済サービス
-ブランド名等
-入会費用
-年会費
-退会等の今後の決済利用が見込めなくなった際のポイント等の取扱
-対応している券面（クレジットカードの提携カード等の場合）
- ③ 消費者還元の方法
-還元のタイミング
-還元の手法（1.6.1①から③のいずれの方法によるか）
-消費者への還元先（例：〇〇カード、銀行口座、〇〇ウォレット等）
-還元の上限額
-還元に係るその他の制約
-還元の確認方法（例：明細の見方）
- ④ 入手方法
- ⑤ 問い合わせ窓口

※なお、交付申請前であっても、特設の Web ページが構築でき次第、補助金事務局に対して申告すること。

1.6.1.8 決済事業者が行う広報等における禁止事項

消費者還元を実施する A 型決済事業者並びに即時充当の場合の B 型決済事業者及び準 B 型決済事業者は、消費者に向けた広報等の活動において、補助金事務局が別途定める「本事業の広報に関するガイドライン【キャッシュレス決済事業者向け】」（以下「広報マニュアル」という。）にて禁止事項として定める内容を含んだ広報等を実施してはならない。広報マニュアルに違反している広報等を決済事業者が実施していることを確認した場合、補助金事務局は当該決済事業者に対して通知を行い、指導ならびに是正指示を行う。補助金事務局より指導や是正指示を受けた決済事業者は速やかにその内容に従う対応をしなくてはならない。

1.6.1.9 その他

ポイントの消費者還元への補助額を算定する際に利用する有効期間や利用方法は、原則として各決済事業者の既存のポイントプログラムに準ずることとするが、以下のようなポイントプログラムの内容については、事前に補助金事務局への報告を行うものとする。

- ① ポイント発行数の算出の際に、一定の額を切り捨てて算出する場合
 - ※決済額に対して1円単位でポイント発行数の計算を行い小数点以下を切り捨てる場合は除く。
 - (例) 決済額に対して1円単位以外でポイント発行数の計算を行い、その単位に満たない決済額分を切り捨て、切り捨て後の額を対象としてポイントを付与する場合
- ② 本事業のために、特別なルール（有効期間や利用方法等）を定める場合 等

1.7 補助対象経費・補助率

1.7.1 補助対象経費

A型決済事業者、B型決済事業者及び準B型決済事業者が、消費者還元期間中の補助対象となる取引について行う消費者還元に対して1.6.1に記載の方法により算出された金額を、補助対象経費とする。

1.7.1.1 補助対象となる取引

キャッシュレス・消費者還元補助の対象となる取引は、B型決済事業者又は準B型決済事業者を通じて登録された加盟店において、A型決済事業者が提供するキャッシュレス決済手段を用いて、消費者還元期間内に消費者が行った取引並びに補助金事務局にB型決済事業者又は準B型決済事業者を通じて登録され、1.6.1①に規定する購買金額へのポイント相当額の充当を行う加盟店において、消費者還元期間内に消費者が行った取引とする。

1.7.1.2 補助対象となるキャッシュレス決済手段

補助の対象となるキャッシュレス決済手段は、中小・小規模事業者等である加盟店に対して、消費者がそれを提示し、若しくは通知して、又はそれと引換えに、商品若しくは権利を購入し、又は有償で役務の提供を受けることができるものとする。

したがって、当該決済手段に対するチャージのために用いられ、当該決済手段の提示等を契機として支払いの生じる他の決済手段は、本事業における補助の対象とはならない。

また、当該決済手段の提示等を契機として支払いの生じる他の決済手段と当該決済手段とを総じて見たときに、消費者が購買時にキャッシュレス決済を選択したと言い難い以下のような例は、補助対象外とする。

※対象外決済手段の例

- ・購買金額分の入金方法としてコンビニ入金のみしか選択できないスマホアプリ決済
- ・商品の購入時にコンビニ入金や代金引換を選択する場合のアカウント決済

1.7.1.3 消費者還元の期間

1.7.1.3.1 消費者還元開始日

消費者還元開始日は、2019年10月1日又はシステム利用規約に定める加盟店ID通知データに記載された有効日のいずれか遅い日とする。有効日が登録されたキャッシュレス決済手段で、有効日が登録された決済端末を用いて決済された場合、当該決済データがメインシステムや消費者還元支援システムに連携され、消費者還元補助の対象となる。

1.7.1.3.2 消費者還元終了日

消費者還元終了日は、2020年6月30日又はシステム利用規約に定める加盟店ID通知データに記載された無効日のいずれか早い日とする。無効日が登録されたキャッシュレス決済手段で、無効日が登録された決済端末を用いて決済された場合、当該決済データはメインシステムや消費者還元支援システムに連携されず、消費者還元補助の対象とならない。

1.7.2 補助率

10/10 以内。

1.7.3 補助対象外となる経費

以下の経費については、補助対象外とする。

- ・ 加盟店登録要領 4.4 に定める取引
- ・ 加盟店や消費者による不正取引により誤って一時的に消費者へ還元されたポイント等相当額、また加盟店若しくは消費者から取り戻すポイント等相当額の返還にかかる諸費用
- ・ 決済事業者が消費者還元を行うためのポイント等を他社から購入する際に発生する手数料や利用料等
- ・ その他、補助金事務局が補助対象外と判断した経費

【他の補助金との重複】

本補助金と国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる補助金、及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の併用はできない。税制優遇や国からの補助金ではない地方自治体等の補助金との併用可否については、それぞれの担当窓口にお問い合わせのこと。

1.7.4 上限額

ポイント等による消費者還元について、A.チャージ額の上限設定・B.一定期間におけるポイント等付与への上限設定・C.一定期間における還元対象決済金額への上限設定・その他の方法による一定の上限を設定し、補助金事務局へ報告すること。

※この際、上限設定を一律の金額・方法で指定することとはしないが、不当な取引の抑止の観点から、補助金事務局において各決済事業者が設けるルールを確認することとする。

1.8 申請単位・回数

1.8.1 申請単位

A型決済事業者、B型決済事業者及び準B型決済事業者は、本事業期間中における見込み補助対象額を概算のうえ一括して交付申請を行う。ただし、複数のA型決済事業者若しくはB型決済事業者及び準B型決済事業者が共同で申請（以下、「共同申請」という）を行う場合には、共同申請の組み合わせごとに申請を行うこと。

1.8.2 申請回数

同一のA型決済事業者、B型決済事業者及び準B型決済事業者は（共同申請の場合は、同一の共同申請の組み合わせ）は、本事業期間において原則1回のみ交付申請を行うことができるものとする。

1.9 補助事業期間

1.9.1 補助事業開始日

補助事業の開始日は、原則として補助金事務局が定める日とする。

1.9.2 補助対象となる事業期間

補助事業開始日として補助金事務局が定める日、又はシステム利用規約に定める加盟店ID通知データに記載された有効日のいずれか遅い日～2020年6月30日又は補助事業終了日として補助金事務局が定める日若しくはシステム利用規約に定める加盟店ID通知データに記載された無効日のいずれか早い日。

※なお、1.7.1.1「補助対象となる取引」に規定する決済データがメインシステムや消費者還元支援システムに連携されていても、消費者還元補助の交付決定がなされていない場合、補助金の交付は行わない。

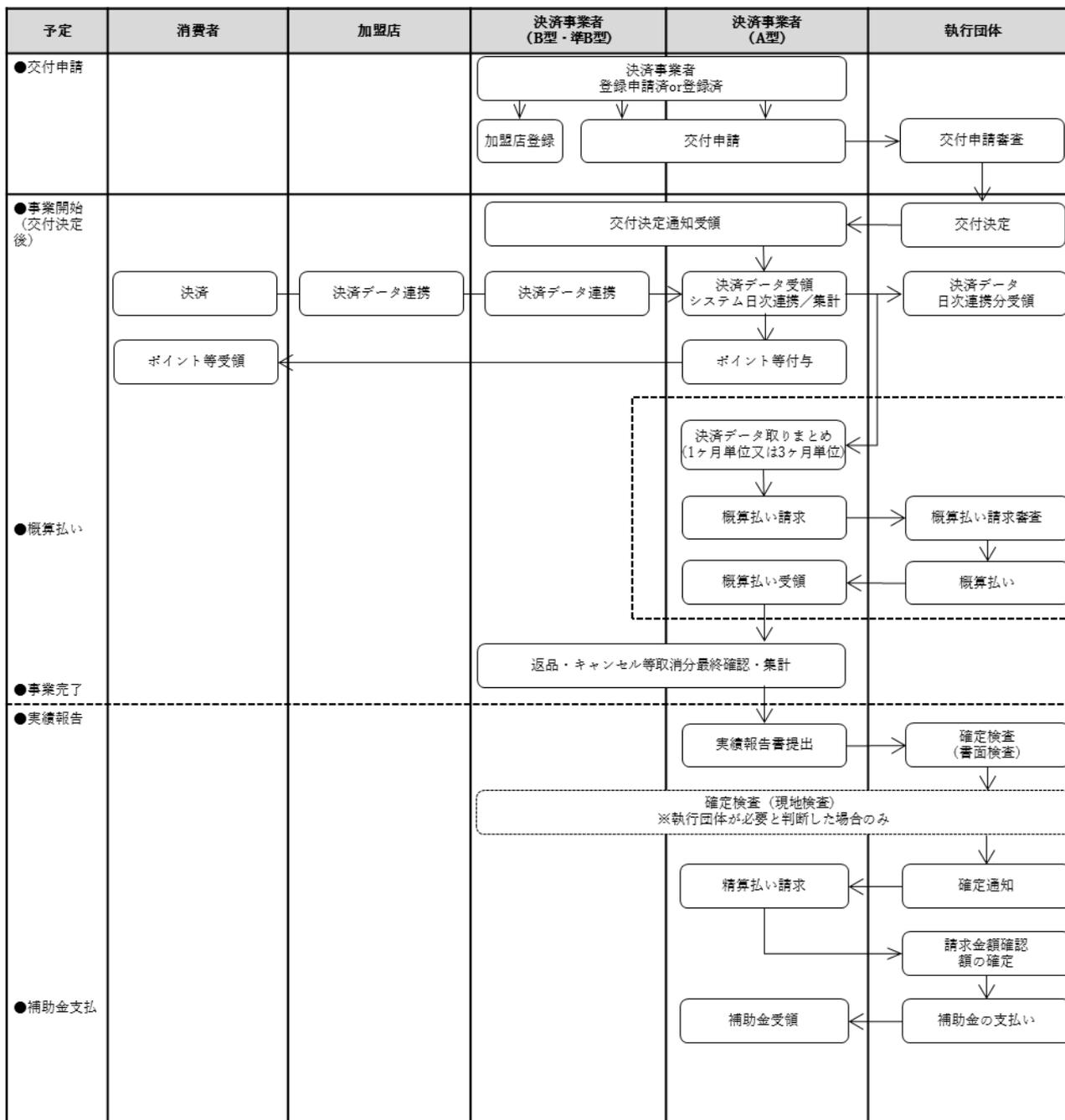
1.9.3 補助事業完了日

補助事業の完了日は、2020年12月25日又は補助事業者における支出額（補助対象経費全額）を支払完了（精算を含む）した日のいずれか早い方とする。ただし、消費者還元期間中に対象となる決済が発生しており、かつ支出義務額が確定しているものであるが、補助対象経費の総額として、その支出の事実を補助金事務局が確認するのに一定の期間が必要であると認められる場合等については、補助金事務局は補助事業の完了日の変更を補助金事務局は承認することができる。補助対象経費は、銀行振り込みで支払うこととし、現金での支払いは認めない。また、その他の支払いとの合算、相殺、割賦契約、手形、小切手等による支払いは認められない。

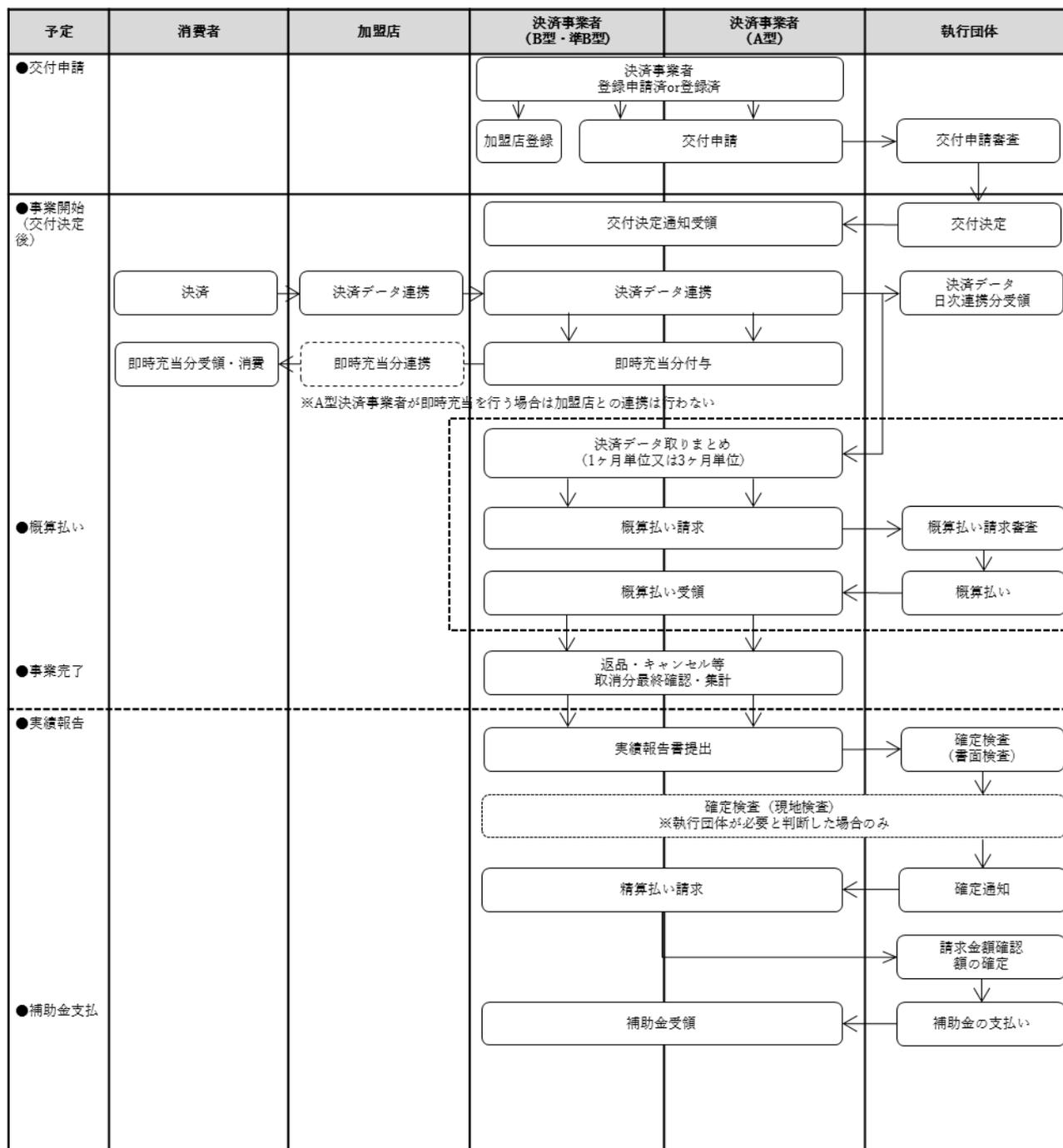
申請時の事業完了予定日より事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかに補助金事務局に連絡し、その指示に従うこと。遅延の連絡が無い場合、補助対象とならないことがある。

1.10 事業スケジュール

(1) 決済額に応じたポイント又は前払式支払手段に記録された金額を消費者に付与する場合



(2) 即時に購買金額にポイント相当額を充当する場合



補足① 消費税の取扱いについて

<消費税の取扱い>

決済事業者と消費者との関係において、本補助金を原資として決済事業者が消費者に対して行う 1.6.1 に定める方法による消費者還元は、公的な国庫補助金を財源としたポイント等の付与であり、消費者から決済事業者に対する何らかの資産の譲渡等の対価として支払うものではないことから、消費税は不課税となる。

※なお、本補助金を原資としない通常のポイント付与等については、その実態に即して適切な会計処理・税務処理を行うこと。

補足② 消費者還元補助及びポイント等の会計処理方法について

<基本方針>

- ・ 決済事業者は、消費者還元補助公募要領に記載された補助の対象となる消費者還元の方法に応じて、適切な会計処理及び税務処理を行わなければならない。
- ・ 会計上の取扱い
 - ✓ 消費者還元や補助金の交付に関する各取引処理のタイミング、収益認識の時期、勘定科目等については、各社の会計方針による。
 - ✓ 最終的な財務諸表上の表示については、各個社の規模、特性、慣習により決定されるべきである。

補足③ 消費者還元の対象となる取引

消費者還元の対象となる取引は本補助金の対象加盟店登録がなされた店舗において、本事業の対象として登録されたキャッシュレス決済によって行われた取引のみが消費者還元補助の対象となる。(詳細は下記を参照)

なお、消費者への情報告知方法については、「広報マニュアル」にて別途取り纏める。

	本事業への加盟店登録	加盟店登録済		加盟店未登録	
	本事業に登録された キャッシュレス決済	登録済	未登録	登録済	未登録
キャッシュレス決済手段	クレカ (オフアス)	○	×	×	×
	クレカ (オンアス)	○	×	× ※1	×
	電子マネー (オフアス)	○	×	×	×
	電子マネー (オンアス)	○	×	× ※1	×
	コード (オフアス)	○	×	×	×
	コード (オンアス)	○	×	× ※1	×
	J-Debit (オフアス)	○	×	×	×
	J-Debit (オンアス)	○	×	× ※1	×
	その他 (オフアス)	○	×	×	×
	その他 (オンアス)	○	×	× ※1	×
消費者還元方法	即時充当	○	× ※2	× ※3	× ※2
その他	相乗りキャンペーン等	×	×	× ※4	×

※1 オンアス契約の加盟店が B 型決済事業者を通じて加盟店登録がされてない場合において、本補助金の対象にならないため、十分に注意すること。

※2 フランチャイズチェーン等において即時充当をする場合、本事業に登録されていないキャッシュレス決済手段による決済において、自己負担による対応等で本補助金の対象と同様の即時充当を行うことを禁止しないが、本補助金を受けて即時充当を行っているとは消費者に誤認させないようにすること。

※3 フランチャイズチェーン等において即時充当をする場合、本事業に登録されているキャッシュレス決済手段による決済かつ加盟店登録がなされている加盟店での取引のみが本補助金の対象となるが、本補助金の対象とならない決済においても自己負担による対応等で本補助金の対象と同様の即時充当を行うことを禁止しない。

※4 本補助金の対象加盟店としての登録を行わないが、本補助金の対象となるキャッシュレス決済手段を活用された取引に対して、自己負担による対応等で本補助金の対象と同様の即時充当を行うことを禁止しない。

※3 及び ※4 の場合において、決済を行う対象加盟店では下記の表示を行うこととする。

(自社のロゴが入った 5%・2% の表示例を掲載する予定)

補足④ 返品・キャンセル等の取扱い

返品・キャンセル等が行われた決済の消費者還元に対して、補助金を交付することは、需要喚起という本制度の主旨に大きく反するため以下に該当する取引における補助金の申請は認めない。返品・キャンセル等に係る取引は消費者還元期間に行われた原取引が存在し、下記の返品・キャンセル等に該当する取引が発生した場合とする。この場合、B型決済事業者からA型決済事業者に対して、返品・キャンセル等が行われたことを伝達することを求め、当該決済分については補助申請しないこと。なお、返品・キャンセル等の伝達方法については「システム利用規約」の「VII. 返品・キャンセル登録」に記載された内容をよく確認すること。

<返品・キャンセル等に該当する取引>

- ① 請求を取り消した取引
- ② 返金・返品等による売買契約を取り消す取引
- ③ 消費者還元の上限設定を超えた取引
- ④ サービス退会・サービス解約等の事情により還元対象先に対し還元出来ない取引（1.6.1.2 及び 1.6.1.3 で定めるポイントの還元による補助金の算定方法にて還元相当額分の算出をし、申請する補助金に含まない場合はこの限りではない）
- ⑤ その他消費者に対して請求が行われなかった取引（決済データを誤って登録した場合は返品・キャンセルと同様の取扱いとして取り消すこと）

<具体的な伝達方法>

A) 電文にてキャンセルが可能な場合（クレジットカード等）

B型決済事業者からA型決済事業者へ電文で連携。

B) 電文にてキャンセルが不可能な場合（電子マネー等）（※1）

店舗にキャンセル分の返金の記録を求めることとし、B型決済事業者がA型決済事業者に連携。

※1 電文としての決済情報は残るため、加盟店が実際にキャンセル分の決済手数料を負担することから、加盟店手数料計算の決済金額からは取消・キャンセル分の控除は求めない。

補足⑤ キャンセル・加盟店除外時の補助金返還対象範囲

下記の分類で補助金の返還が発生する場合有

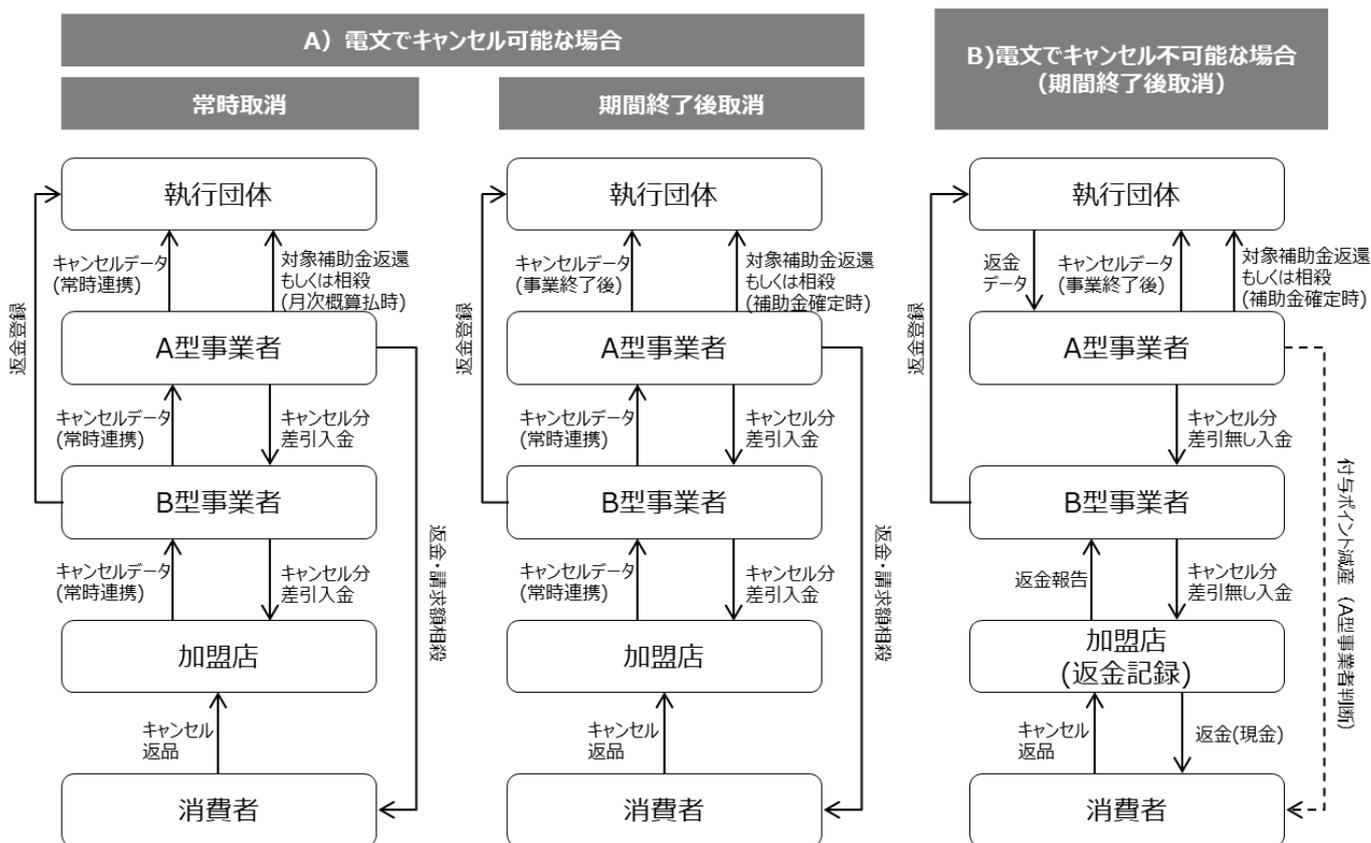
分類		事象(例)	消費者還元補助	加盟店手数料補助	端末補助
不正・違反ではないもの	加盟店側	増資・従業員数増等によって、本事業に定める中小事業者要件を満たさなくなった	返金 ※1	返金 ※1	返金不要
	消費者側	消費者還元を得た決済で買ったもの・サービスを返品・キャンセルした	返金	返金 ※2	返金不要
不正・違反	加盟店側	中小事業者要件等を満たさない事業者であることが発覚した	返金 ※3	返金 ※3	返金 ※3
		加盟店側が、誤って対象外商品（非課税商品等）を決済してしまった	返金 ※4	返金 ※5	返金不要
	消費者側	消費者が、何らかの手段によって不正に消費者還元を得た	返金 ※4	返金不要 ※6	返金不要

- ※1 登録加盟店に該当しなくなった日まで遡って返金。（登録加盟店に該当しなくなったことが発覚した日ではない）
- ※2 加盟店が現金で返金し、電文上の決済が残っており、当該決済分の手数料を加盟店が負担している場合は、返金不要。
- ※3 登録日まで遡って返金、端末は全額返金。
- ※4 当該商品分の消費者還元分のみ返金。
- ※5 当該決済金額の加盟店手数料補助分のみ返金。
- ※6 加盟店に帰責しない場合に限る。

補足⑥ 返品・キャンセルフロー類型

返品・キャンセルに伴うフローは下記の3類型である。加盟店で現金返金を行った場合は、必ずレシート等と一緒に記録が必要となる。

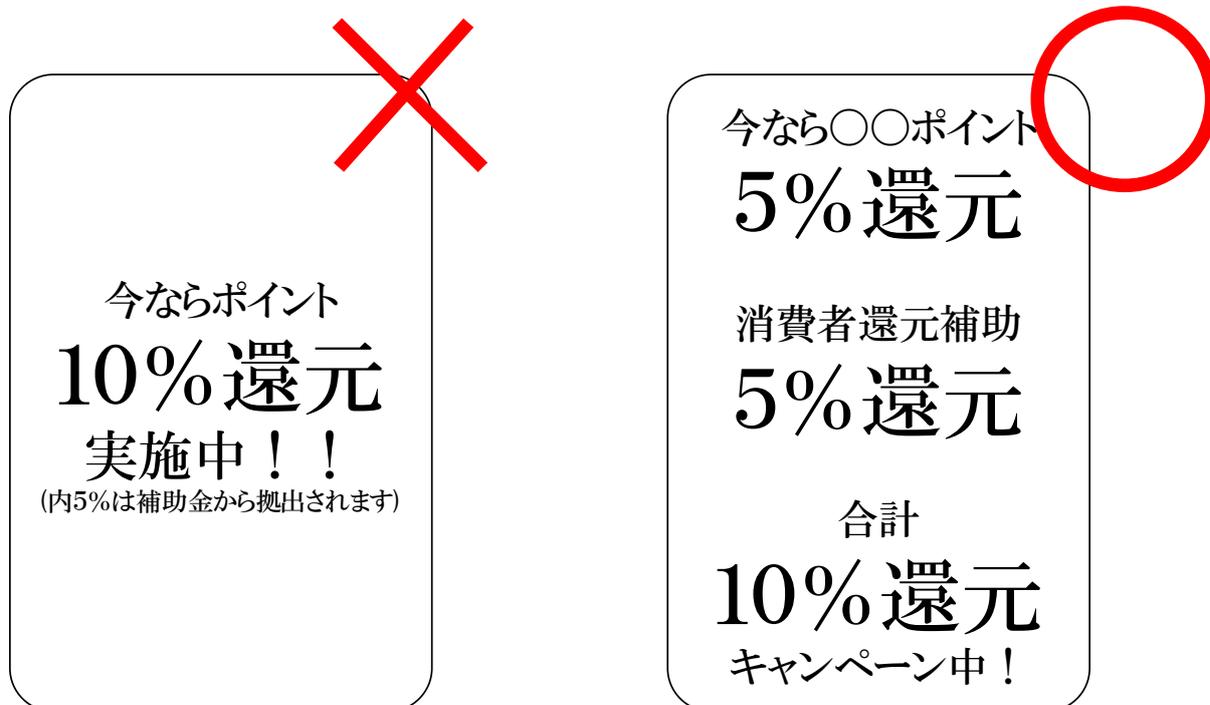
B型決済事業者が執行団体システムにキャンセルデータ登録後、執行団体システムを介してA型決済事業者に連携する。



補足⑦ ポイント還元の表示方法（イメージ）

消費者への情報告知方法については別途取り纏める「本事業の広報に関するガイドライン【キャッシュレス決済事業者向け】」に記載されている“使用してはならない表現・表示について”を確認のうえ、表示を行うこと。

例）本制度で還元されるポイントは、自社で発行するポイントと分けて表示すること。

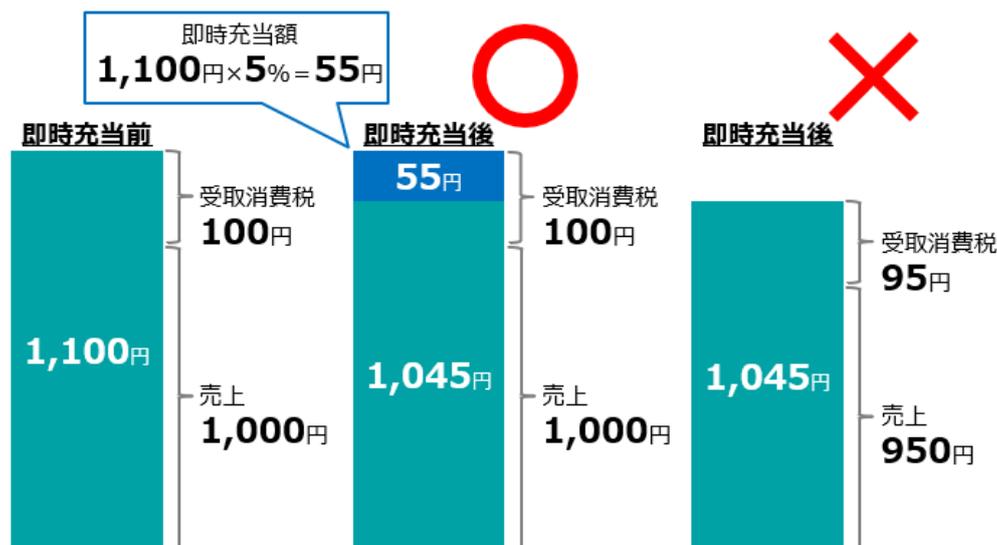


補足⑧ 即時充当による消費者還元を行う際の注意

<売上と消費税の基本的な考え方>

本補助金を原資として決済事業者が消費者に対して行う 1.6.1 に定める方法によるポイント等による消費者還元に限っては、以下の取扱いとなる。本補助金を原資としない通常のポイント付与等については、その実態に即して適切な会計処理・税務処理を行うこと。

- ・加盟店は、商品を値引いているのではなく、税込み購買額にポイント等を充当している
- ・加盟店の立場では、売上も受取消費税も減らない



<レシート等における表示方法>

- ・即時充当を行う場合、消費者に対して還元が行われたことを示すことが出来るレシート等により、消費者還元が行われた事実と共に、その内容を明確に示すこと。
- ・また、その表示方法としては、商品を値引いたように見える表記ではなく、あくまで税込み購買額に対してポイント等が即時充当され、即時利用されたことを明記すること。

レシート記載例)

etc.,Mart
キャッシュレス・消費者還元事業費補助金事務局
 東京都港区新橋0-0-00
 Tel: 03-6263-0000

領収書

2019年10月1日 (火) 10:00

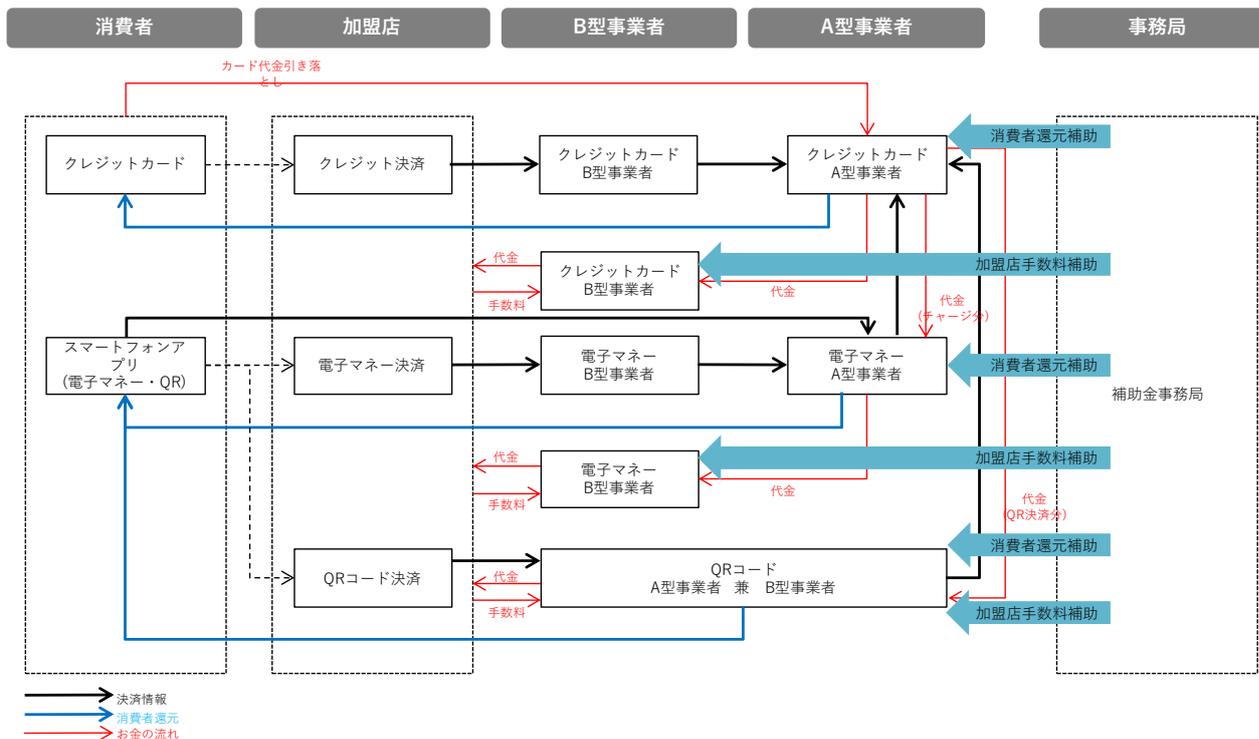
パン	*	¥120 (¥9)
ボールペン		¥180 (¥18)
惣菜	*	¥300 (¥24)
パスタ	*	¥500 (¥40)
ティッシュ		¥280 (¥28)
整髪料		¥780 (¥78)
緑茶	*	¥140 (¥11)
消しゴム		¥120 (¥12)
8%対象計		¥976
外税額		¥84
10%対象計		¥1,224
外税額		¥136
合計		¥2,420
*印は軽減対象		
消費者還元分		¥121
クレジット取崩合計		¥2,299
ID	有効期限****/**	
会員No	*****	
お取扱日	2019/10/1	
支払方法	1回	
承認番号		

店頭キャンペーン実施中
2019/10/1 ~ 2019/10/31

補足⑨ 同一加盟店で複数の消費者還元サービスが発生する場合

同一加盟店で複数の消費者還元サービスが発生する場合も、決済情報は A 型決済事業者別に管理されるためポイント等の二重取りにはならない。

消費者還元分は原則として A 型決済事業者に補助されるが、例外として購買金額にポイント等相当額を充当する場合は、B 型決済事業者及び準 B 型決済事業者に補助される。



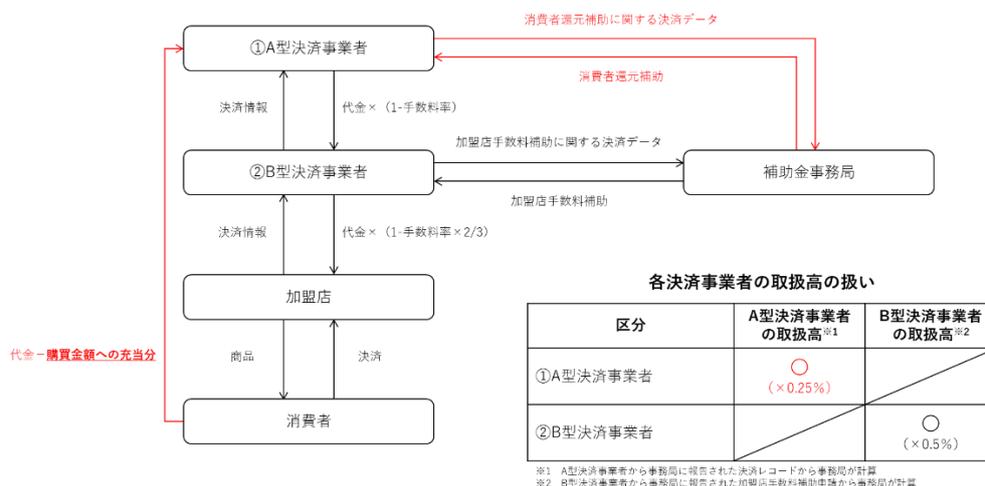
補足⑩ 即時充当における事務経費補助の上限を計算する取扱高に関する注意事項

即時充当を行う決済事業者が事務経費補助の交付を受ける際に、その事務経費補助の上限の対象となる取扱高について、下記の考え方となるため注意すること。

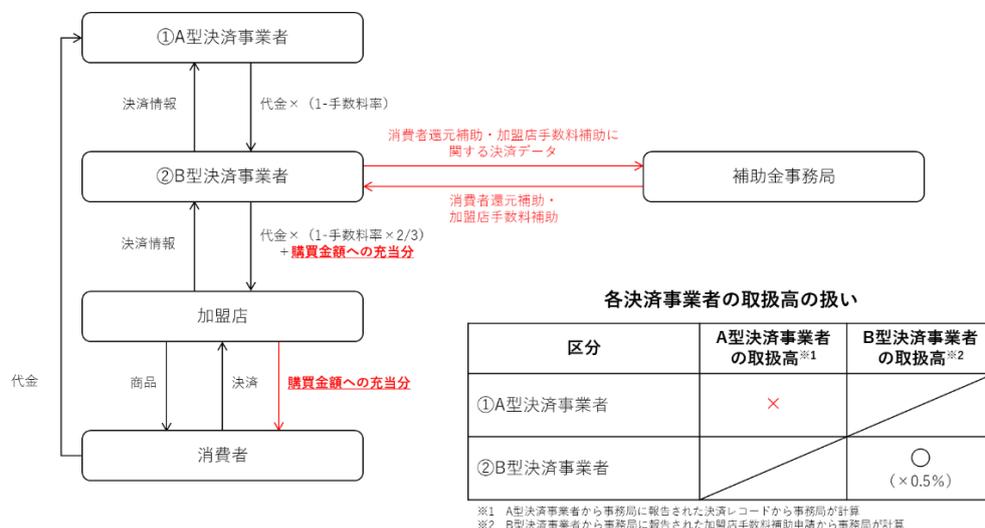
- ・ 加盟店を経由せず、A型決済事業者から消費者に即時充当する場合には、当該取引の決済手段を提供しているA型決済事業者の取扱高として計算する。
- ・ 加盟店経由で、B型決済事業者若しくは準B型決済事業者から消費者に即時充当する場合には、当該取引の決済手段を提供しているA型決済事業者の取扱高には計算しない。
- ・ A型兼B型決済事業者についても、上記の考え方と同様に、加盟店を経由して即時充当しているか否かでA型決済事業者としての取扱高を計算する。

※B型決済事業者若しくは準B型決済事業者から加盟店経由で即時充当する場合において、A型決済事業者が、その取扱高を見込んでいる可能性があるが、A型決済事業者は自らが補助金事務局に報告する決済レコードをもって自らの取扱高を把握・管理すること。

例1) 加盟店を経由せずA型決済事業者から即時充当する場合



例2) 加盟店経由でB型決済事業者から即時充当する場合



補足⑪ 登録決済事業者による加盟店情報の提出について

国際ブランド付クレジットカード等の場合、A型決済事業者が発行しているカードを用いて制度に参加している加盟店において決済しても、一部のB型又は準B型決済事業者が当該加盟店の制度参加を受け付けていない等の理由により、消費者還元がなされない組み合わせが発生する可能性がある。消費者に自分の持っているカードがどの店舗で還元されるのか・還元されないのかを明らかにするために、国際ブランド付クレジットカード等で消費者還元を行うA型決済事業者、及びB型・準B型決済事業者は、以下の情報を補助金事務局に提示しなければならない。必要に応じて、情報処理センター、POS事業者、加盟店等の協力を仰ぐこと。

<オンアス・オフアス契約に関する課題認識>

還元○×：カード番号等で検索した時に、加盟店がブランド単位で還元対象店舗として表示されるかどうか
データ○×：実際に消費者還元支援システムにデータが連携され、イシューが還元を行えるかどうか

登録パターン	ある店舗のアクワイアラ契約			イシュー				
	制度参加有		制度参加無	制度参加有				制度参加無
	A社 Xブランド (メイン)	B社 Xブランド (サブ)	C社 Xブランド (サブ)	イシュー+アクワイアラ			イシューのみ	E社発行カード Xブランド
				A社発行カード Xブランド	B社発行カード Xブランド	C社発行カード Xブランド	D社発行カード Xブランド	
ア	○	○	×	還元○ データ○	還元○ データ○	還元○ データ×	還元○ データ○	還元× データ×
イ	○	×	×	還元○ データ○	還元○ データ×	還元○ データ×	還元○ データ○	還元× データ×
ウ	×	○	×	還元○ データ×	還元○ データ○	還元○ データ×	還元○ データ×	還元× データ×
エ	×	×	×	還元× データ×	還元× データ×	還元× データ×	還元× データ×	還元× データ×

【課題①】
いずれかのアクワイアラが、何らかの理由によって加盟店を登録しない場合、還元対象カードとして登録され、加盟店もXブランドが利用可能と登録されているものの、還元データが上がらないため、還元されない。

【課題②】
イシュー+アクワイアラを行っているカード会社が、イシューとして対象カードを登録しているものの、アクワイアラとして参加していない場合、どの店舗で当該カードが還元できないかが把握できない。

【課題③】
イシューのみのカード会社はメインアクワイアラが加盟店を登録していない場合は、還元データが上がらないため還元されない。

【課題①・②へ対応するために必要な情報】

- ・ アクワイアリング契約している加盟店情報 (CCT 端末の場合は TID、POS 等の場合は加盟店を識別できる情報)
- ・ 自身のアクワイアリングコード (CCT 端末の場合は KID、POS 等の場合は KID に代わるコード等)
- ・ BIN 帯の仕向け先コード (DLL 等)
- ・ 仕向け先コードに紐づく BIN 帯

※ A+B 型の事業を行っているものの、A 型決済事業者のみ登録があり、B 型決済事業者として登録を行っていない決済事業者も制度参加加盟店かどうかに関わらず、すべてのアクワイアリング契約情報を補助金事務局へ提示すること。

【課題③へ対応するために必要な情報】

課題①・②への対応でカバーできるため、特に追加的な情報は不要。

2 交付申請及び交付決定

2.1 交付申請受付期間

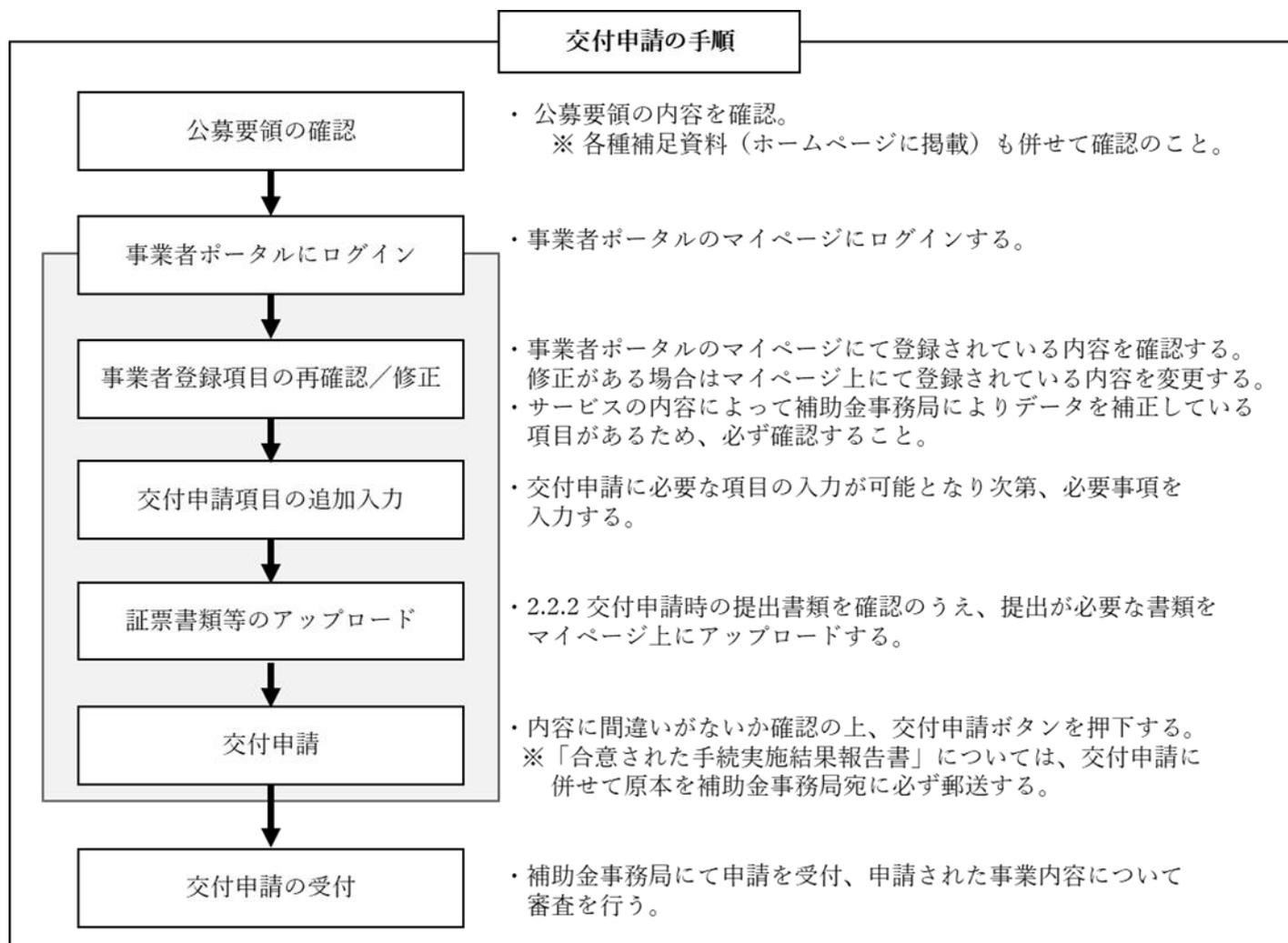
2019年10月1日より還元開始分：2019年8月28日（水）～2019年9月9日（月） 17:00 まで
 2019年10月1日以降還元開始分：2019年9月上旬以降は順次受付（以降隔週での締切を予定）

※ 申請内容に不備がある場合は、上記の受付期間中に申請されたものでも、交付決定を行えない場合があることに十分に留意すること。

2.2 交付申請

キャッシュレス・消費者還元事業（消費者還元補助）の申請は、事業者ポータルマイページにログインし、申請に必要な情報を登録する。

2.2.1 交付申請の手順



※ 交付申請に係る情報項目の取得を交付申請後に補助金事務局が行う場合がある。決済事業者はこの情報項目取得のための情報入力を遅滞なく行わなければならない。

2.2.2 交付申請時の提出書類

No	書類名称	様式	提出する単位	形式	提出方法	備考	提出する書類 ○：必須 △：必要な場合のみ	
							即時充当以外	即時充当
1	役員名簿	指定 (別紙 1)	申請ごと	Excel	アップロード	・交付申請書類提出時点での、全ての役員を記載すること（執行役員を除く） ・登録申請の際に提出した内容と変更がない場合は提出不要	△	△
2	消費者還元補助に関する宣誓事項同意書	指定 (別紙 2)	申請ごと	PDF	アップロード	・宣誓事項の内容を確認し同意すること	○	○
3	証憑参照先一覧	指定	サービスごと	Excel	アップロード	・交付申請するキャッシュレスサービスの内容と補足資料(No.4 及び No.5)の参照先を入力した資料	○	○
4	消費者還元を行うサービスやポイント等について説明する補足資料	自由	サービスごと	PDF	アップロード	・消費者還元を行うサービスやポイント等のパンフレットや説明資料 等 ・登録した決済サービスと異なる場合は提出必須	△	△
5	消費者への告知及び還元方法等について説明する補足資料	自由	サービスごと	PDF	アップロード	・特設 WEB サイト記載項目となっている消費者への告知及び還元方法や記載されたパンフレットや説明資料 等 ・No.4 の補足資料に記載済みの場合は提出不要	△	△
6	ポイント実績データが確認できる資料(自社)	自由	サービスごと	PDF	アップロード	・ポイント利用率・失効率に用いる過去ポイント利用実績を確認できる書類 ※過去の実績データが無い場合は提出不要 ・併せて No.10_合意された手続実施結果報告書も提出必要	△	
7	ポイント実績データが確認できる資料(他社)	自由	サービスごと	PDF	アップロード	・他社のポイント利用率・失効率に用いる過去ポイント利用実績を確認できる書類 ・ポイントの調達に関する契約書 等 ※他社のポイント付与で提供しない場合は提出不要 ・併せて No.10_合意された手続実施結果報告書も提出必要	△	
8	ポイント単価を説明する補足資料	自由	サービスごと	Excel	アップロード	・1ポイントあたりの円換算価値を説明する資料 等 ・ポイントによる還元を行わない場合は提出不要	△	
9	事業計画書	指定	申請ごと	Excel	アップロード	・期間中のポイント発行予定数の参考とする。 そのため、交付申請の5日以内に事業進捗管理表を提出している場合は、提出不要 ・事業進捗管理表を未提出の場合は提出必須	○	○
10	合意された手続実施結果報告書	指定	サービスごと	PDF 原本	アップロード /原本 郵送	・公認会計士が認めたポイント失効率の算出方法を説明する報告書 ・本公募要領 1.6.1.2 (ウ) ポイント失効率又は利用率において、a)若しくは c)-i を選択する場合のみ必須。 ※手続書の提出必須 ※1.6.1.2③ポイント等失効率/ポイント利用率において、b)を選択する場合は「過去3年間の計算書類及び付属明細書並びに税務申告書一式」、「ポイント失効率・利用率に係る実績が存在しない場合の理由書」の提出を求める ※「合意された手続実施結果報告書」が交付申請と同時に提出出来ない場合は、「合意された手続実施結果報告書の提出に係る宣誓書」を提出必須	△	
11	消費者向け特設 WEB サイトの構成資料	指定	サービスごと	PDF	アップロード	・特設 WEB サイトの構成や必須項目等を確認できる資料 ・必須項目については、補足や囲み枠を設ける等、わかりやすく表示すること	○	○

即時充当の場合									
12	レシートの表示案等の、消費者への還元額の告知方法を説明する資料	自由	申請ごと	PDF	アップロード	・即時充当の方法や対応可能なキャッシュレス決済手段等について説明する資料 等 ・税込みの合計決済額に還元率が掛けられていることが確認できること			○

※代表申請事業者による交付申請に必要な提出書類については、詳細決定後、更新を行う。

※ファイルの名称は、上記の提出書類一覧に記載のある【No（複数ある場合は枝番を付番すること）_〇〇〇〇】とすること。なお、〇〇〇〇は事業者名をローマ字で入力すること。

例) 【No4-2_dennshikessai】

2.2.3 「合意された手続実施結果報告書」の提出

1.6.1.2に基づき、公認会計士又は監査法人が作成した合意された手続に基づいた確認書類「合意された手続実施結果報告書」の原本の提出が必要となる場合は、事業者ポータルマイページにて交付申請を行ったのち、速やかに以下宛先へ郵送すること。

- ※ 「合意された手続実施結果報告書」が交付申請と同時に提出出来ない場合は、その理由を補助金事務局まで提出すること。
- ※ 「合意された手続実施結果報告書」が交付申請と同時に提出出来ない場合、暫定的な失効率（若しくは利用率）での交付申請を認めるが、その後提出された「合意された手続実施結果報告書」の値に基づいて精算払（概算払手続が生じる場合は概算払）を行うため、暫定的であっても正確な値にて申請するよう留意すること。
- ※ 補助金事務局は「合意された手続実施結果報告書」の内容を確認後、決済事業者に交付申請時に申告した失効率（若しくは利用率）の値を変更するよう指示する。

〒105-0004

東京都港区新橋一丁目7番11号

近鉄銀座中央通りビルII 8F

一般社団法人キャッシュレス推進協議会

キャッシュレス消費者還元事業 消費者還元補助 担当宛

「平成31年度キャッシュレス・消費者還元事業費補助金（消費者還元補助）」

交付申請提出書類在中

2.3 交付決定前の変更

交付申請を行った後、交付決定を受ける前に交付申請の内容に変更が生じた場合は、必ず補助金事務局に問い合わせ指示を受けること。

2.4 審査

補助金事務局は申請された事業内容について、本事業の交付規程及び公募要領の要件を満たしているか審査を実施する。申請書類に不備・不足がある場合、補助金事務局から不足及び不整合を指摘する可能性がある。不備・不足に関する通知や連絡を受け取った際は、速やかに不備・不足を解消すること。

2.5 交付決定

審査の結果、交付申請の内容が適当であると認めた場合、交付決定を行う。なお、公募状況により公募予算額を超える場合、審査結果によっては、申請された補助金額から減額して交付決定されることがある。総合評価の結果、不採択となる場合がある。

審査結果や審査の過程に関する質問に対しては、補助金事務局は一切対応しないこととする。なお、申請書類に不足及び不整合がないもの、また不足及び不整合が解消されたものから順次交付決定を行う。補助金事務局は、交付決定した補助事業者宛てに交付決定通知を送付する。

補助金事務局は、交付決定した補助事業者について、事業者名、事業概要、交付決定金額等を補助金事務局のホームページ (<https://cashless.go.jp>) へ掲載する。上記に加え、交付決定した補助事業者について、補助金の交付決定等に関する情報(事業者名、交付決定日、法人番号、交付決定額等)は、原則、法人インフォメーション (<https://hojin-info.go.jp/hojin/TopPage>) へ掲載される。

2.6 申請手続の代行(代行申請事業者)

2.6.1 代行できる手続

補助金事務局は、下記について、代表申請事業者(※)からの手続も受け付ける。

※別途、キャッシュレス決済事業者登録要領に基づき、補助金事務局に登録申請を行っている、又は登録されている代表申請事業者をいう。

- ① 交付申請書
- ② 交付申請取下げ届出書
- ③ 補助事業計画変更承認申請書
- ④ 補助事業事故報告書
- ⑤ 補助事業実績報告書
- ⑥ 概算払請求書
- ⑦ 精算払請求書
- ⑧ 補助事業年度末実績報告書
- ⑨ 補助事業承継承認申請書
- ⑩ その他補助金事務局が指示する手続

2.6.2 代表申請事業者の責務及び不正行為に対する措置

代表申請事業者は、キャッシュレス決済事業者登録要領に記載がある責務を負う。不正行為に対しては下記の措置を行う場合がある。

- ・ 代表申請事業者としての登録の取消し
- ・ 補助金事務局が実施する全ての補助金について一定期間の手続代行の停止
- ・ 代表申請事業者の名称及び不正の内容の公表 等

3 事業実施方法

3.1 補助事業の開始

補助事業者は、原則、補助金事務局から送付される交付決定通知書に記載された交付決定日以降、初めて消費者還元補助の還元実施を行うことができる。

※ 補助対象経費は 1.7.1 で規定するキャッシュレス・消費者還元補助の対象額とする。

3.2 計画変更等について

補助事業者は、事業の実施中に計画に変更が生じた場合、予め補助金事務局に報告し、その指示に従わなければならない。また、事業完了の遅延が見込まれる場合も同様に、速やかに補助金事務局へ報告しなければならない。

3.3 実施状況の確認

補助事業者は、本補助金を受けたにもかかわらず消費者還元補助を実施しなかった場合、あるいは実施できなかった場合は、受給した補助金を返還しなければならない。補助金事務局は、本補助金を受けた補助事業者に対して、還元の実施状況を確認するため、取引データの提出等の調査を行う。また振込データやその他実績を確認するための資料等の提出を求めることがある。

3.4 概算払について

3.4.1 概算払請求について

交付決定された補助事業者は、1.7.1 で規定するキャッシュレス・消費者還元補助の対象となる金額について、1 カ月単位又は 3 カ月単位で概算払請求することができる。この場合において、補助事業者は、3.4.2 にて定める集計期間ごとに確定した補助対象の支払額の補助相当額を概算払請求書期限までに、補助金事務局に請求しなければならない。

- ※ 補助金事務局は概算請求書を受理した後、書類審査及び現地調査等を行い、交付すべき補助金の額を確認し、補助事業者に速やかに通知する。
- ※ 補助金事務局は、決済事業者の取扱見込み高を考慮し、概算払請求金額の減額を行うことができる。
- ※ 概算払請求方法の詳細は、交付決定を受けた事業者に別途連絡する。
- ※ 概算払請求の内容に不備・不足等があり、概算払い審査期間中に審査が完了しなかった場合は、次の審査期間分として取扱うこととなるので、書類の作成には十分注意すること。

3.4.2 概算払のスケジュール

<1 カ月単位の場合>

区分	集計期間	概算払 請求書期限	概算払 審査期間	概算払予定日
期間①	交付決定日～ 2019 年 10 月末	2019 年 11 月 15 日	2019 年 11 月中旬～ 2019 年 12 月下旬	2020 年 1 月下旬
期間②	2019 年 11 月 1 日～ 2019 年 11 月末	2019 年 12 月 13 日	2019 年 12 月中旬～ 2020 年 1 月下旬	2020 年 2 月下旬
期間③	2019 年 12 月 1 日～ 2019 年 12 月末	2020 年 1 月 15 日	2020 年 1 月中旬～ 2020 年 2 月下旬	2020 年 3 月下旬

<3 カ月単位の場合>

区分	集計期間	概算払 請求書期限	概算払 審査期間	概算払予定日
期間①	交付決定日～ 2019年12月末	2020年1月15日	2020年1月下旬～ 2020年2月	2020年3月

3.5 中間検査について

補助金事務局は、事業期間中に必要に応じて中間検査（現地調査を含む）を行うことがある。その場合、補助事業者は、補助金事務局の指示に従い、対応しなければならない。

3.6 補助事業の完了

補助事業の完了日は、2020年12月25日又は補助事業者における支出額（補助対象経費全額）を支払完了（精算を含む）した日のいずれか早い方とする。ただし、消費者還元期間中に対象となる決済が発生しており、かつ支出義務額が確定しているものであるが、補助対象経費の総額として、その支出の事実を補助金事務局が確認するのに一定の期間が必要であると認められる場合等については、補助金事務局は補助事業の完了日の変更を補助金事務局は承認することができる。申請時の事業完了予定日より事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかに補助金事務局に連絡し、その指示に従うこと。遅延の連絡が無い場合、補助対象とならないことがある。

- ※ 補助事業者は、補助事業の完了日から、30日以内又は補助金事務局が別途定める日のいずれか早い日までに、本事業の交付規程に定める実績報告書を提出しなければ補助金の交付を受けることができない。
- ※ 補助対象となる補助事業者における支出は、銀行振込で支払ったもののみとすることとし、現金での支払いは認めない。
- ※ また、その他の支払いとの合算、相殺、割賦契約、手形、小切手等による支払いは認められない。

3.7 実績報告及び額の確定について

補助事業者は、補助事業の完了日から、30日以内又は補助金事務局が別途定める日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出しなければならない。補助金事務局は、実績報告書受理した後、書類審査及び現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書により補助事業者に対して速やかに通知する。

補助金額は、実績報告後に補助金事務局の審査で決定する。

3.8 補助金の支払い

補助金事務局は、額の確定通知書を郵送後、精算払請求書を受理した後に、速やかに補助事業者に対し補助金を交付する。

3.9 検討委員会及び成果報告会への参加について

補助事業者は、補助金事務局から要請があった場合は、事業開始後に設置する検討委員会及び、補

助金事務局が実施する成果報告会に参加しなければならない。

3.10 データ提供について

補助金事務局は、国の施策に基づきキャッシュレス決済の普及促進を図るため、必要な範囲において補助事業者に対してキャッシュレス決済の普及に資するデータ等の提供を要請することができる。

補助事業者は、補助金事務局が必要な範囲内においてデータ等の提供を申し出た場合は、これに協力するよう努めなければならない。

3.11 交付決定の修正又は取消し、補助金の返還、罰則等について

補助事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金適化法、補助金等に係る予算の執行の適化に関する法律施行令、交付規程及び交付決定の際に付した条件に関する違反が判明した場合、次の措置が講じられることになる。

- ・ 交付決定の修正又は取消し、補助金等の返還及び加算金の納付。
- ・ 補助金適化法第 29 条から第 32 条までの規定による罰則。
- ・ 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定の不実施。
- ・ 補助事業者の名称及び不正の内容の公表。

3.12 個人情報の取扱いについて

本事業において取得した個人情報については、申請に係る事務処理等及び不当な取引を行った者による二次被害を防ぐための情報連携に利用する他、補助金事務局が主催するセミナー、シンポジウム、アンケート調査、公募説明会等の連絡等にて利用する場合がある。

3.13 決済事業者が発行したポイント等が使用不能になった場合の対応

キャッシュレス・消費者還元事業の事業期間中及び 2026 年 3 月 31 日までの間に、本事業に登録された A 型決済事業者で、本公募要領 1.6.1.2 「ポイント又は前払式支払手段に記録された金額の還元による補助金の算定方法」において「合意された手続実施結果報告書」の提出が必須となっている決済事業者がポイントサービス自体を廃止し、又はサービス自体を提供できなくなるなど、消費者がポイントを利用することが不可能になった場合、補助金事務局は交付した補助金に係るポイント還元等の執行状況等を調査し、利用されなかったポイント還元相当額の返還を求める場合がある。



消費者還元補助に関する問い合わせ、申請方法等の相談・連絡

ポイント還元問合せ窓口（決済事業者向け）

（ナビダイヤル）0570-012141

※一般電話からは市内通話料金で利用可能

（IP 電話用）042-303-4204

<受付時間：平日10：00～18：00（土・日・祝日を除く）>

キャッシュレス・消費者還元サイト：<http://cashless.go.jp/>